

○笠間市立小中学校学区に関する規則

平成18年3月19日

教育委員会規則第14号

改正 平成18年9月12日教委規則第49号

平成22年3月24日教委規則第1号

平成24年8月28日教委規則第2号

平成26年8月26日教委規則第10号

平成29年2月20日教委規則第2号

平成29年8月18日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「令」という。)第5条第2項の規定に基づき、笠間市立小中学校(以下「学校」という。)に就学する児童及び生徒の学区に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「学区」とは、同一学校に就学すべき児童又は生徒の居住する地域をいう。

(区分)

第3条 学校の学区は、別表のとおりとする。

(転校)

第4条 児童及び生徒は、当該保護者が生活の本拠を変更した場合は、転居地の学校に転校するものとする。

(特例)

第5条 笠間市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、令第8条の規定により相当の理由があると認めるときは、保護者の申立てにより、指定した小学校又は中学校を変更することができる。

(学区の変更)

第6条 学区を変更する必要がある場合は、教育委員会の議決により行う。

(その他)

第7条 この規則に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月19日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年教委規則第10号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年教委規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年教委規則第5号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（平22教委規則1・平24教委規則2・平26教委規則10・平29教委規則2・平29教委規則5・一部改正）

小学校の通学区域

校名等	通学区域（行政区名等）
笠間小学校	笠間，石井，赤坂，下市毛（市営下市毛住宅団地を除く。），日草場，大橋，池野辺，福田，飯田，大郷戸，箱田大郷戸，箱田大郷戸片庭，片庭，箱田，寺崎，日沢，石寺，金井，大淵，来栖のうち14区及び貯水場付近（見田々橋より稲田川左岸及び湫沼川左岸，字見田々，上坪，中坪）
稲田小学校	稲田，飯合，福原，本戸のうち田利・徳島・荒牧・鍛冶屋・金谷・登道
宍戸小学校	上町，中町，下町，橋爪1区，橋爪2区，矢野下上郷，大古山，南小泉1，南小泉2，南小泉3，下加賀田，旧陣屋1区，旧陣屋2区，旧陣屋3区，小人町，八反山，星山，大田町1，大田

	町 2, 松山団地 1, 松山団地 2, 松山団地 3, 松山南団地, 県営松山アパート, 八幡下, ベリオ・コリナ会区
友部小学校	東町 1, 東町 2, 東町 3, 東町 4, 仲町, 南町, 西町 1, 西町 2, 桜町, 四ツ葉荘, 大沢中 1, 大沢中 2, 幸町, 大沢中 3, 友部栄町, 緑町 1, 緑町 2, 緑町 3, 美原団地, 青葉町, 柿橋西区, 柿橋中区, 柿橋北区, 柿橋南区, 柿橋東区, 柿橋団地, 東ヶ丘区, 西飯田, 富士町, 内郷, 西内郷, 飯田 1 区, 飯田 2 区, 飯田 3 区, 当の越 1, 当の越 2, 鴻巣 2
北川根小学校	石沢, 田向, 湯崎, 住吉新宿, 住吉本宿, 随分附本郷, 随分附新田, 柏井, 柏井団地, 旭丘, 仁古田東部, 仁古田西部, 下長兎路, 岱長兎路, 長兎路 3, 東原, 西原, 睦団地, 旭丘団地, 住吉団地, みどり野団地, 旭団地, 西協の一部(市道(友)1級8号線の東側), 長野, RG風の社, グリーンウッド, 白百合区, コンフォートタウン西原区
大原小学校	下市原, 中市原, 上市原 1, 上市原 2, 滝川 1, 滝川 2, 香取, 久保下寺, 新宿, 館古宿, 本内, 原坪, 筒塙, 小原団地
友部第二小学校	矢野下藤株, 矢野下下郷, 大沢上 1, 大沢上 2, 大沢上 3, 大沢下 1, 大沢下 2, 八幡台第 1 区, 八幡台第 2 区, 原団地, 清住町, 若狭山団地, 旭台, 旭台団地 1, 旭台団地 2, 旭台団地 3, 旭台団地 4, 旭平 1, 旭平 2, 旭平団地, サンステージ区, 緑ヶ丘団地, 旭崎 1, 旭崎 2, 西協の一部(市道(友)1級8号線の西側), アクシーズタワー旭台
岩間第一小学校	日吉町西, 日吉町, ヘルシータウン, 日吉町東, 旭町東, 旭町西, 岩間上町, 岩間中町, 岩間栄町, 大網, 参り坂, 愛宕団地, 白旗ニュータウン, 新渡戸, 室野, 横関, 岩間古山, 滝尻 1, 滝尻 2, 堂山, 茅生, 東組, 花園, 大久保, 長沢, 仲通, 日向, 日向内, 駒場, 大篠, 大古沢, 北根中, 北根西, 光西寺泉ミサワホーム, 五霊, 山根南, 山根北, 白旗ヒルズ
岩間第二小学校	土師, 上押辺, 下押辺, 吉沼, 上安居, 下安居, 安居東部, 組

	倉，東大牧場，櫛山東部
岩間第三小学校	南春日町，春日1，春日町，岩間東町1，吉岡1，吉岡2，寿，吉岡住宅，第二東宝ランド，北根東1，北根東2，中村，平，市野谷上，市野谷中，市野谷下，小島，福島，谷原，櫛山西部，第一東宝ランド
調整区域	原店1，原店2，宿1，宿2，久保，古山，宮前1，宮前2，鴻巣1，こうのす団地，県営友部アパート

中学校の通学区域

校名等	通学区域（行政区名等）
笠間中学校	笠間，石井，赤坂，下市毛（市営下市毛住宅団地を除く。），日草場，大橋，池野辺，福田，飯田，大郷戸，箱田大郷戸，箱田大郷戸片庭，片庭，箱田，寺崎，日沢，石寺，金井，大淵，来栖のうち14区及び貯水場付近（見田々橋より稲田川左岸及び潤沼川左岸，字見田々，上坪，中坪）
稲田中学校	稲田，福原，飯合，本戸のうち荒牧・田利・徳島・鍛冶屋・金谷・登道
友部中学校	宍戸小学校の通学区域の全部，友部小学校の通学区域の一部（東町1，東町2，東町3，東町4，仲町，南町，西町1，西町2，桜町，四ツ葉荘，大沢中1，大沢中2，幸町，友部栄町，緑町1，緑町2，緑町3，美原団地，青葉町，当越1，当越2，鴻巣2），大原小学校の通学区域の全部，友部第二小学校の通学区域の一部（矢野下藤株，矢野下下郷，大沢上1，大沢上2，大沢上3，八幡台第1区，八幡台第2区，原団地，清住町，若狭山団地，原店1，原店2，宿1，宿2，久保，古山，宮前1，宮前2，鴻巣1，こうのす団地，県営友部アパート，ベリオ・コリナ会区
友部第二中学校	友部小学校の通学区域の一部（柿橋西区，柿橋中区，柿橋北区，柿橋南区，柿橋東区，柿橋団地，東ヶ丘区，西飯田，富士町，内郷，西内郷，飯田1区，飯田2区，飯田3区，大沢中3区）

	北川根小学校の通学区域の全部，友部第二小学校の通学区域の一部（大沢下1，大沢下2，旭台，旭台団地1，旭台団地2，旭台団地3，旭台団地4，旭平1，旭平2，旭平団地，サンステージ区，緑ヶ丘団地，旭崎1，旭崎2），アクシーズタワー旭台，コンフォートタウン西原区
岩間中学校	岩間第一小学校の通学区域の全部，岩間第二小学校の通学区域の全部，岩間第三小学校の通学区域の全部

義務教育学校の通学区域

校名等	通学区域（行政区名等）
みなみ学園義務教育学校	南吉原，北吉原，手越，本戸（稲田小学区及び稲田中学区を除く。），上加賀田，来栖（笠間小学区及び笠間中学区を除く。），下市毛の一部（市営下市毛住宅団地）

備考

この表において，調整区域の項における原店1，原店2，宿1，宿2，久保，古山，宮前1，宮前2，鴻巣1，こうのす団地，県営友部アパートについては，通学校は「友部小学校・大原小学校」のいずれかを選択できるものとする。